

(統計史料でみる昭和・平成期【その1】附録2)

昭和21年における統計制度の改善に関する主要公文書

奥積 雅彦 (総務省統計研究研修所教官)

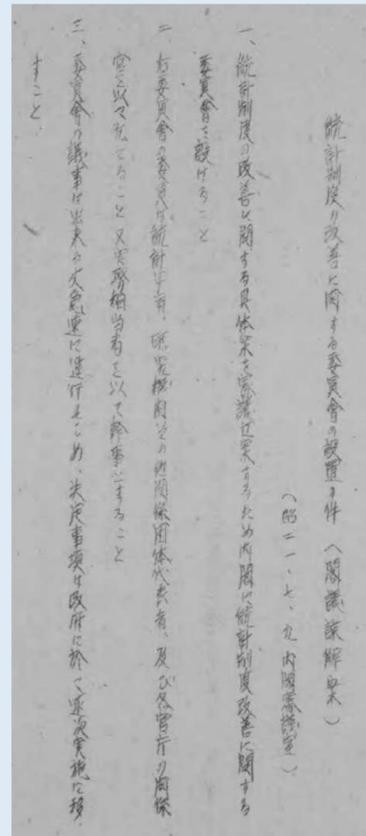
国立公文書館デジタルアーカイブに昭和21年(1946年)における統計制度の改善に関する公文書が掲載されていましたので紹介します。

1 統計制度の改善に関する委員会の設置の件

統計制度の改善に関する委員会の設置の件

昭和21年7月19日 閣議了解

- 一、統計制度の改善に関する具体案を審議立案するため内閣に統計制度改善に関する委員会を設けること
- 二、右委員会の委員は統計学者、研究機関その他関係団体代表者、及び各官庁の関係官を以て充てること、又実務相当者を以て幹事とすること
- 三、委員会の議事は出来るだけ急速に進行せしめ、決定事項は政府に於て逐次実施に移すこと



【原資料の画像】国立公文書館デジタルアーカイブ [請求番号]平14内閣00008100[件名番号]017

2 統計制度改善に関する件

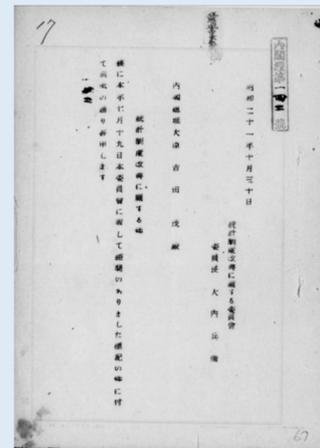
昭昭和二十一年十月三十日

統計制度改善に関する委員会
委員長 大内兵衛

内閣総理大臣 吉田茂 殿
統計制度改善に関する件

■に本年七月十九日 本委員会に対して諮問のありました標記の件に付て別紙
※の通り答申します

一〇メモ 先が読めない筆者は、■(さき)が読めず。インターネットの力を拝借しました。



※別紙：2-2、2-3参照

【原資料の画像】国立公文書館デジタルアーカイブ [請求番号]平12経企00032100[件名番号]017

2-2 統計制度改善に関する件（統計制度改善に関する件答申）

統計制度改善に関する件答申

昭和二十一年十月二十一日

統計制度改善に関する委員会

委員長 大内兵衛

内閣総理大臣 吉田茂 殿

さきに本會に諮問せられた統計制度の改善に関する件については、本年8月24日總會に付議し、その決議により小委員会を設置して鋭意研究を重ね、その案を基礎として更に總會の議を経て、先ず以て着手すべき統計機関の整備について下記の如き案を得ました。

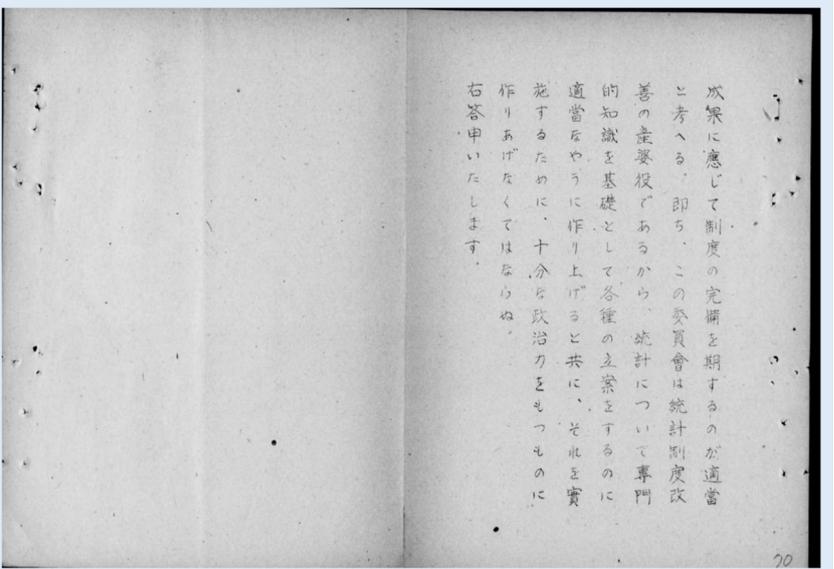
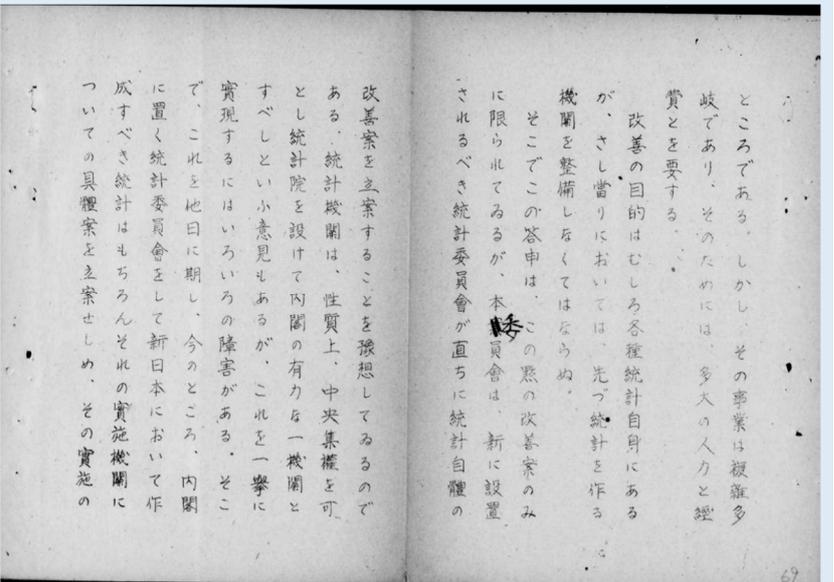
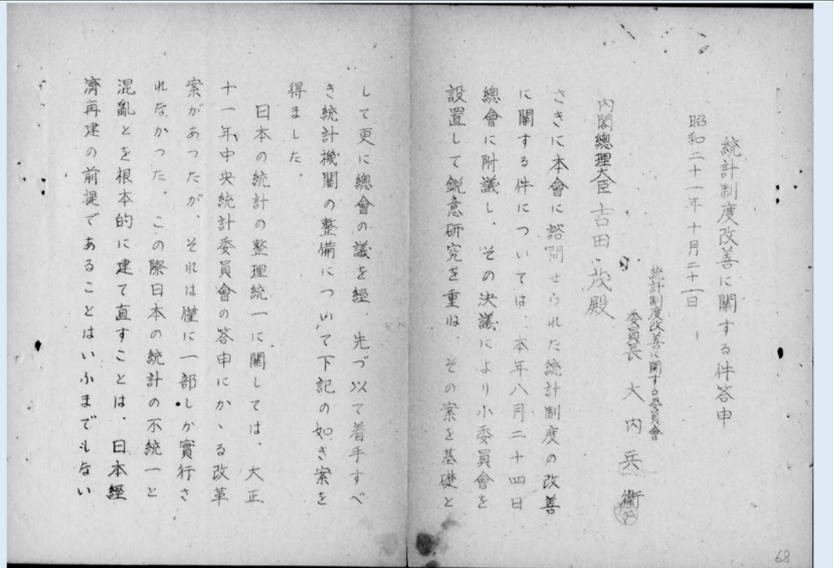
日本の統計の整理統一に関しては、大正11年中央統計委員会の答申にかかる改革案があったが、それは僅に一部しか実行されなかった。この際、日本の統計の不統一と混乱とを根本的に建て直すことは、日本経済再建の前提であることはいままでもないところである。しかし、その事業は複雑多岐であり、そのためには、多大の人力と経費とを要する。

改善の目的はむしろ各種統計自身にあるが、さし当りにおいては、先ず統計を作る機関を整備しなくてはならぬ。

そこでこの答申は、この点の改善案のみに限られているが、本委員会は、新たに設置されるべき統計委員会が直ちに統計自体の改善案を立案することを予想しているのである。統計機関は、性質上、中央集権を可能とし統計院を設けて内閣の有力な一機関とすべしという意見もあるが、これを一挙に実施するにはいろいろの障害がある。そこで、これを他日¹に期し、今のところ、内閣に置く統計委員会をして新日本において作成すべき統計はもちろんその実施機関についての具体案を立案せしめ、その実施の成果に応じて制度の完備を期するのが適當であると考え。即ち、この委員会は統計制度改善の産婆役²であるから、統計について専門的知識を基礎として各種の立案をするのに適當なように作り上げるとともに、それを実施するために、十分な政治力を持つものに作りあげなくてはならぬ。

右答申いたします。

一〇メモ 統計と縁のなそうな用語である政治力という用語が登場していることは、筆者にとって印象的です。統計の黎明期を築いた首相である大隈重信や原敬を想起します。



【原資料の画像】 国立公文書館デジタルアーカイブ

【請求番号】平12経企 00032100 [件名番号] 017

1 いつか別の日。

2 原文ママ。現代風に言えば助産師役。

2-3 統計制度改善に関する件（統計制度改善案）

統計制度改善案

（昭和21年10月21日統計制度改善に関する委員会決定）

一 統計に関する機構の整備

統計機構は差当り左の如く整備すること。

(A) 統計委員会

(一) 内閣に統計委員会(仮称)を設け、重要統計の改善のため左記の事を行わしめる。

- (1) 重要統計に関する企画を審査し、調査主体を指定する。
- (2) 重要統計に関し、所管官庁にその企画をなさせしめ、或いは委員会自ら企画をする。
- (3) 重要統計に関する各機関の事務の監査を行う。
- (4) 政府が中央統計局長を任命するには予め委員会の意見を徴する。
- (5) 統計関係職員の資格を定め又資格の認定を行う。
- (6) 現行統計法規の統一整備を行う。
- (7) 統計の改善、統一を目的とする会議を開催する。
- (8) その他統計制度の改善に関する立案、審査を行う。

(二) 統計委員会の会長は内閣総理大臣とし、副会長は経済安定本部総務長官とする。

委員は統計に関する専門家十名以内とし、必要ある場合には臨時委員をおく。

幹事は関係官の中より之を任命する。

(三) 委員会に事務局をおく、局長は委員の中より之を任命する。

(四) 関係官庁職員は統計委員会に出席して意見を述べることができる。また統計委員会は関係官庁職員に対し、委員会に出席して説明又は意見を述べることが求められることができる。

(B) 中央統計局

(一) 経済安定本部に中央統計局(仮称)を設け、左の事務を行わしめる(現在の内閣統計局を之に移行せしめる。)

- (1) 人口調査その他の包括的調査。
- (2) 各省その他において行う大規模統計調査の集計。
- (3) 統計年鑑の編集。
- (4) 統計及官庁出版物の印刷刊行販売。
- (5) 統計研究所及び統計専門学校(仮称)の経営。
- (6) 統計知識の普及。
- (7) 統計資料文庫の設置、公開。

(二) 中央統計局長の任命については、政府は予め統計委員会の意見を徴するものとする。

(三) 統計研究所においては、統計学に関する研究をなす外、統計に基づく調査研究を行う。

(四) 統計専門学校においては、統計学その他必要な課程を設け、統計関係職員の養成及び再教育を行う。

(五) 統計に関する出版物はその形式を統一し、各官庁の出版物もなるべく形式を統一し、一箇所にまとめて広く頒布するようにする。

一〇メモ 電卓で統計研修を受講した筆者にとって、再教育の重要性を痛感します、インターネットで公開されている動画サイトで簡単な統計分析を学ぶことができる恩恵を受したいと思います。自己啓発による再教育もアリです。

(C) 各省

(一) 各省に統計専管の局又は課をおき、その省所管の統計を取り扱わしめる。

(二) 統計専管の局又は課に統計連絡会議をおき、省内における諸統計及び重要な業務報告の企画を調整する。

(D) 地方庁

(略)

要旨 地方庁に統計専担の課又は統計主任をおきその質の向上を図って地方自治体における統計の利用を促進するとともに国家の必要に依って行う統計についてはその費用は国庫負担とする。

(E) 民間統計機関

(略)

要旨 統計調査のうち民間の機関において実施を可とするものはできるだけ民間にまかせ、民間統計の発達を促進するように措置、民間機関の実施する統計調査の重要な統計調査に対する統計委員会の関与など

二 統計関係職員及び統計調査員の質的向上

(一) 統計関係職員及び統計調査員の任命、委嘱について必要な資格及び兼務、権限を定める。

(二) 統計関係職員及び統計調査員の待遇を改善し、優秀なる者に対して褒賞を行う。

三 統計の公表

重要統計は全て速やかに之を公表すべきものとし、必要ある場合は公表の期日を指定することができるものとする。一定の期間公表を差控える必要があるものについては、統計委員会の承認を受くるべきものとする。

四 統計に関する基本法の制定

(一) 統計に関する基本法として統計法(仮称)を制定し、前各項の実現のために法的根拠を必要とする事項につき所要の規定を整備する。統計法には主要なる事項として左記の点に関する規定を包含せしめる。

(1) 政府その他の機関に於て重要な統計調査を行わんとする場合には、その実施要綱を統計委員会の議に付し、その承認を受けることを要すること。

(2) 統計委員会に付議すべき重要統計の範囲は、統計委員会の議に付して定めること。

(3) 統計委員会の議を経たる統計調査については、被調査者及調査報告者に実施義務を課し、その違反者に対しては適当なる罰則を設けること。

(4) 統計の公表及びその保存に関する事項。

五 要望

本委員会は前各項の外、左記について速やかに適切なる措置を講ずることを要望する。

(一) 各省の現行統計の検討改善を速やかに行うこと。

(二) 地方における統計関係事務の改善を行うため、地方庁の実状報告及び改善意見を求めること。

(三) 既存の各種重要統計の保管状況を調査して、散逸防止の措置を講ずること。

(四) 本委員会の決議を実現するために必要な経費は速やかに支出する様取り計らうこと。

【原資料】 国立公文書館デジタルアーカイブ [請求番号]平12経企00032100[件名番号]017

一〇メモ 2-1は昭和21年10月30日付け、2-2と2-3は昭和21年10月21日付けとなっています。前者は答申のカガミの施行日で、後者は統計制度改善に関する委員会における答申の決定日と想像しています。

3 日本国憲法公布に際しての政府声明

日本国憲法公布に際しての政府声明（昭和 21 年 11 月 4 日）の内容については、統計図書館コラム No. 1011「日本国憲法公布に際しての政府声明と統計制度の整備」を参照願います。

4 統計制度改善に関する緊急処置要綱

統計制度改善に関する緊急処置要綱

昭和 21 年 11 月 22 日 閣議了解

一、我国統計行政の中核となる統計委員会の設置

(1) 統計委員会の構成

会長は内閣総理大臣、副会長は経済安定本部総務長官、委員は統計に関し学識経験あるもの十名以内とし、関係各省関係官の中より臨時委員を任命する。

(2) 委員会に事務局を置く、局長は委員の中よりこれを任命する。

(3) 統計委員会の主たる機能一新に制定する統計法（仮称）にもとづく。

イ 重要統計の企画審査、及び調査主体の指定

ロ 重要統計に関する事務の監査

ハ その他統計制度の改善に関する立案審議

二、統計委員会の本年度内事務予定

(1) 統計法（仮称）の立案

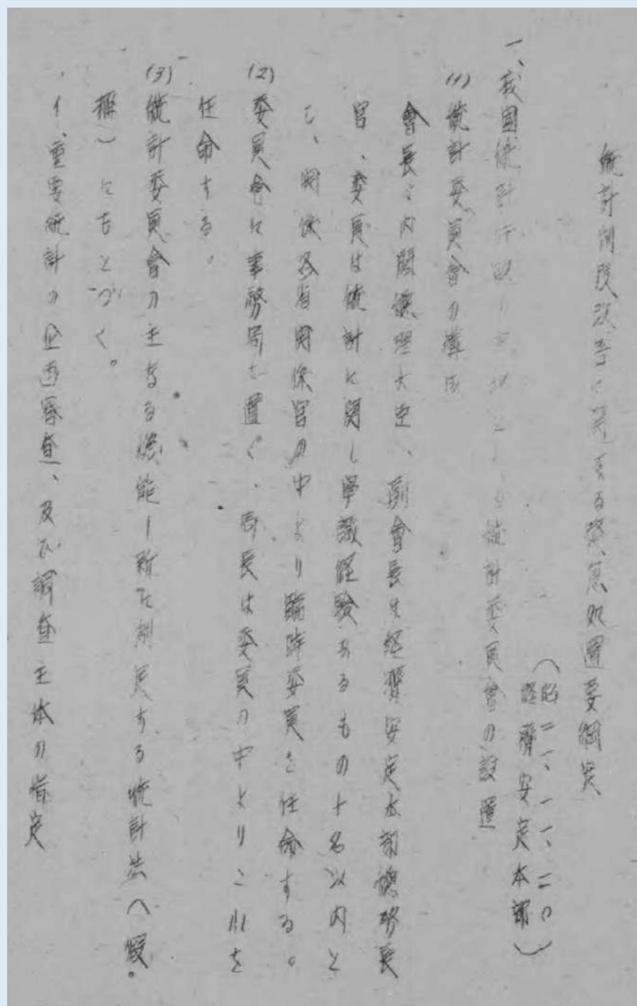
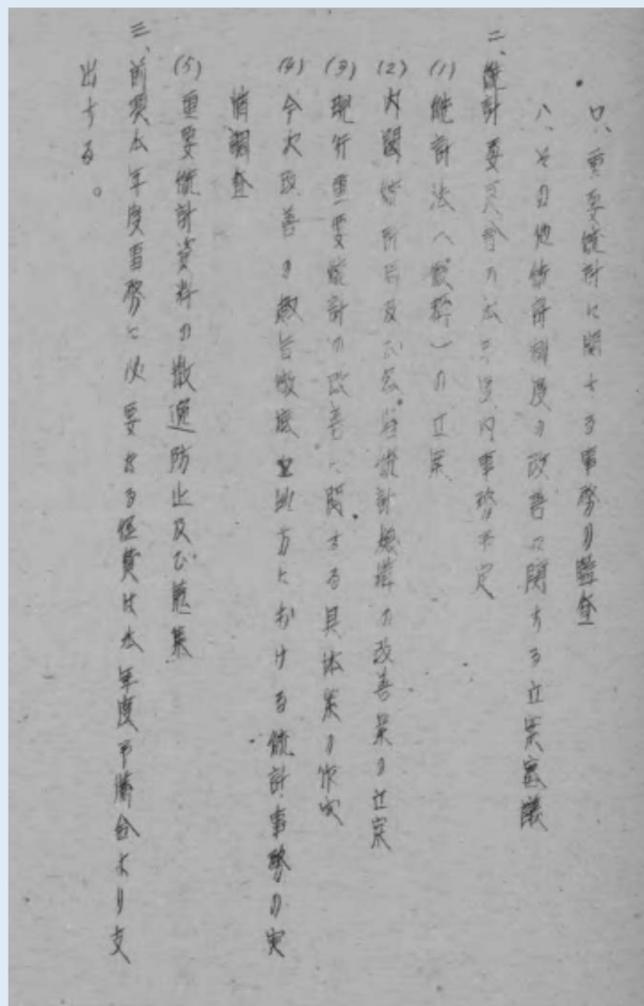
(2) 内閣統計局及び各省統計機構の改善案の立案

(3) 現行重要統計の改善に関する具体案の作成

(4) 今次改善の趣旨徹底と地方における統計事務の実情調査

(5) 重要統計資料の散逸防止及び蒐集

三、前項本年度事務に必要な経費は本年度予備金より支出



【原資料の画像】 国立公文書館デジタルアーカイブ [請求番号]平 1 4 内閣 00012100[件名番号]065

一〇メモ 資料により「統計制度改善に関する緊急措置要綱」とするものなどもありましたが国立公文書館デジタルアーカイブで確認したところ「統計制度改善に関する緊急処置要綱」でした。調べものにおいて原資料の確認の重要性を痛感しました。

